といたしまして、差し引き不足する財源 2 億 9,422万4,000円につきましては、当年度分消費 税及び地方消費税資本的収支調整額294万1,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2 億9,128万 3,000円をもって補てんいたすものでございま す。

次に、3ページから、実施計画により詳細に ついてご説明申し上げます。

初めに収益的収入及び支出について、収入の 1款1項営業収益は994万6,000円の減額補正で、 内訳としまして1目給水収益は実績の推計から 944万6,000円を減額し、5目他会計繰入金は公 共下水道事業に伴う給水管布設替補償費50万円 を減額いたすものでございます。

2項営業外収益につきましては70万3,000円の増額で、不用品売却収益については自家用発電機及び地下ケーブル等、廃棄品の売却による収益でございます。また、雑収益の車両事故による損害賠償共済金につきましては、駐車場内において公務中、公用車をバックする際に後方に駐車中の車両と接触事故による相手方車両と公用車2台分の共済金であります。

次に、4ページをごらんください。支出でございますが、1款1項営業費用につきましては371万5,000円の減額補正で、内訳としまして1目浄水及び配給水費を91万6,000円減額し、内訳としまして、14節委託料は各業務委託料の請負差金を減額し漏水調査委託料を増額するなど80万8,000円の減で、18節工事費は50万円の減で公共下水道事業に伴う給水管布設替工事の減工によるものでございます。17節及び48節については車両事故によるもので、17節が公用車の修理費、48節が相手方車両の修理費で、損害賠償共済金をもって相殺するものでございます。25節負担金については、長井ダム維持管理負担金額の確定による増額で、総額では224万7,000円でございます。

3目業務及び総係費は見込み精算により12万

円を減額し、水道 5 ページ、4 目減価償却費は 793万1,000円の減額、5 目資産減耗費は525万 2,000円の増で、それぞれ見込み精算によるものでございます。

2項営業外費用につきましては96万円の減額 で、企業債利息、消費税納税額の補正でござい ます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申 し上げます。水道6ページをお開き願います。

収入、支出とも公共下水道事業及び他事業の 道路改良工事等に伴う配水管布設替工事の減工 に伴う補正でございます。

収入の1款資本的収入、1項その他補償金から1,752万2,000円を減額し、支出の1款1項建設改良費から4,270万円を減額いたすものでございます。

以上、平成23年度長井市水道事業会計補正予 算第3号の概要でございます。よろしくご審査 賜りますようお願い申し上げます。

平成23年度長井市各会計補正予算 案に関する総括質疑

〇佐々木謙二委員長 概要の説明が終わりました。 これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、 ご指名いたします。

髙橋孝夫委員の総括質疑

- 〇佐々木謙二委員長 議席番号13番、髙橋孝夫委員。
- O13番 髙橋孝夫委員 私は、市民生活の向上 を願いながら、総括質疑を行います。

+

通告をしております2点について質問申し上 げますので、明確な答弁をいただきますように お願いをしておきたいと思います。

昨年3月に議決をしました平成23年度の一般会計の予算ですが、当初予算の規模は114億円という規模でありました。それが、このたび提案をされております一般会計補正予算第8号では、22年度に続いて予算規模が130億円を突破をするという規模になっています。そして、今年度も年度末の3月にかなり大型な補正というふうになりまして、今年度は9億1,103万2,000円という補正額が計上され、大半の事業が翌年度に繰り越されるという状況になっています。

リーマンショック以降、こういった年度をまたぐという事業展開が続いているわけですが、ともすると、どの事業がいつの年度の事業だったのか、なかなかわかりにくくなって、判然としないままに推移をするという状況になっているのではないかと私は心配をしています。

また、予算規模が大きくなることによりまして、長井市の財政状況は好転したのではないか、あるいは財政危機は脱出をしたのではないかというふうに感じてしまいがちですが、本当にそうかといえば、これはやっぱり議論の余地が相当あるというふうに思っていますし、見かけの予算規模では判断できない事態にあることも見ておくことが必要だなというふうにとらえて、あるいは考えているところでございます。

ちょっと余計なことを言ってしまいましたが、 以下、質問に入りたいと思います。

質問の第1は、市内3つの小学校の耐震工事 についてお伺いをいたします。

今回の補正予算の大部分は、この市内3つの 小学校の耐震工事が占めています。総額8億 3,890万9,000円の事業は、具体的には長井小学 校体育館改築工事で6億2,823万4,000円、致芳 小学校体育館耐震補強工事で9,111万円、西根 小学校体育館耐震補強工事などで1億1,956万 5,000円というふうになるようです。

特に長井小学校の体育館については、補強工事ではなくて改築工事ということになりまして、 長井市の小中学校では初めて体育館の1階部分がピロティ方式という体育館建設になるという 説明を受けたところでございます。

そこで管理課長にお伺いをします。

この長井小学校体育館改築につきましては、 申し上げましたピロティと言われる1階部分に ついて、どのような利活用の仕方を考えておら れるのか、まずお聞かせをいただきたいと思い ますし、あわせて土間の、いわば施設というふ うになるわけですが、利活用に当たっては、さ まざまな用具などの整備も必要になるのではな いかと私は考えているわけですが、その整備を どうなされようとしておられるのか。同時に、 体育館の下ということになるわけで、非常に見 にくい、あるいは管理しにくい、そういう状態 になるとも考えられますし、特に夜など、これ はやっぱりそこに入ることができないような管 理体制が求められるのではないかと私は感じま す。これらについてどう対応されようと考えて おられるのか、お聞かせをいただきたいと思い ます。

- 〇佐々木謙二委員長 鈴木一則管理課長。
- **〇鈴木一則管理課長** お答えいたします。

1番目のピロティ形式にした場合の活用の関係でございますが、1階をピロティにした場合といいますと、長井小学校に特に必要というふうなことでいろいろ議論してまいりましたが、というのは、原因としては、小学校としては非常に学級数が多いということで、今、現状的に体育館のフロアを3クラスから4クラスで小分けにしながら使っているということで、大変以前より、長井小学校の規模ですと、体育館を、大きなもの一つ一つは要らないので、2つぐらいにしてほしいというふうな要望は以前からあったところでした。いろんな形でクラスが多く

使えるようにということで、実際に現在も、外、 それから第1校舎の大きなところを使ったりと、 さまざま工夫をしながらカリキュラムをこなし ているという状況がありまして、そういう点で は、屋内施設になりますので、当然ながらその 中でさまざまな運動が可能になってくるという ふうに考えております。授業の点で、面積的に 非常に広い部分で有効に使える部分があるだろ うというふうに思っていますし、さらには、当 然ながらそういうふうな活用の仕方の中で、フ ロア面積が少なかったために屋外で授業をした 場合、子供たちは教室内に戻ったり、廊下など で工夫しながらしていたという部分が、屋内の ほうにも転化できるということで、そちらのほ うで、学校側でも大変このピロティに関しては 歓迎をしているというところです。

あともう1点は、以前より社会体育というふうな部分では、長井市内に冬期間とか雨天時の屋内施設がないということがありまして、そういう部分では、例えば飯豊町の飯豊中学校の体育館とか、それから白鷹町では蚕桑駅の紬パークとか、さまざまありました。さらに老人クラブなんかでも以前に屋内のゲートボール場というふうなご要望もあったようにお聞きをしておりますが、そういうような意味で、いろいろと使い勝手としては、社会体育のほうの屋外スポーツの練習場と、公式な面積を確保したものにはならないと思いますが、練習の内容によりますが、そのような空間として活用いただけるのではないかというふうに考えております。

今、米沢市や南陽市などを見ましても、やはり米沢市の中学校はすべてピロティ方式で活用されています。それから南陽市が20年、21年にかけて行った小学校改築事業でもピロティ方式をとられまして、そのようなことで活用しているというようなことがありますので、長井市にもひとつ、何とかいろいろな課題をクリアできるようにということで、今回、ご提案をさせて

いただきました。

それから、土間の設備ということですが、基本的にいろんな事例を見ますと、下をアンツーカーといいますか、土にして活用しているところ、それから人工芝にして活用しているところなどあるようです。

実際的に設備としては、運動広場ということで、特段の設備はございません。ただ、1階、 照明はつけて、暗くならないように、そのような形で活用できるようなことをしたいと思います。

なお、学校側でいろいろお伺いしますと、鉄棒とか、そういうような部分、屋外でできない部分の遊具などは置きたいというふうな考え方はお持ちのようですが、特別、特段、水飲み場とか、最低必要な部分については行うことにしたいと思っています。

管理部門に屋外用のトイレ、社会体育施設、 今、開放していますので、そちらのほうに活用 できるトイレを利用いたしまして、管理区分は 明確にするということで考えておりますので、 社会体育の夜間などでいきますと入り口ですね、 出入り口は、今、長井小学校は渡り廊下のとこ ろを使っていますが、そこの部分ではなくて、 明確にそこの部分として管理区分を区分けした 形で考えております。

それから3つ目に、1階にすることによって 見にくいというふうなことがあるんではないか と。防犯上の問題だと思いますが、そちらのほ うに関しては、周辺を見ましても、がらんと吹 き抜けの状態になっているというのが主で、行 っているところでは、例えば防球ネットとか、 それから冬期間の風よけ程度の措置しかしてな いというところがほとんどであります。屋内に は、先ほど申し上げたとおり社会体育の玄関入 り口を設けますが、それ以外については、ブラ インドになる部分というのが大変多くなるとい うことがありますので、当然、夜間の開放時間

-187-

以外に、やっぱり不審者が入るということは可 能でありますので、そういうような部分では、 例えばセンサーつきの照明とか、それから可燃 物を置かないようにするとか、そういうような いろいろな工夫をしていかなければならないと 思いますが、ここの部分につきましては、学校 のほうの管理、今後、考えられる部分を学校と 協議をしてまいりますので、そちらのほうで検 討してまいりたいというふうに思います。

○佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。

○13番 髙橋孝夫委員 わかりました。

関連をしてお伺いをしたいわけですが、いわ ば今までのそこにある体育館みたいなのは、も う建物だけで、下も何にもないわけですけれど も、新たなこのピロティ方式の体育館というふ うになると、維持管理の今度はお金の関係です けれども、これはちょっとかさむのではないか というふうに考えられるわけですが、これはど のように想定をされているか、あわせてお聞か せをいただきたいと思います。

〇佐々木謙二委員長 鈴木一則管理課長。

○鈴木一則管理課長 お答えいたします。

基本的に建物が大きくなるということがあり ますので、1階の部分は、今まで平家だったよ りもプラスになる部分というふうにご理解をい ただきたいと思います。

その中で、ちょっと基準法上の問題があるん ですが、大規模な集会施設になりますので、現 在の基準法では新たな設備として、バリアフリ 一的な意味合い、バリアフリー法の関係なんで すが、エレベーター設備を設けなければならな いということが出てます。その点では、今まで のように、単純にいえば照明だけで済んだもの が、照明関係プラスエレベーター、それから照 明も当然ながら1階の部分の照明がふえますの で、そちらのほうの電気料というふうな部分で は、維持管理費としてはかさむというふうな部 分は想定はしているところです。

あと、従来的な部分と比べてどうかというふ うな部分では、1階のピロティの活用の仕方に よっては、例えば土ですとある程度、数年間に 一度、地ならしをしたり土の入れかえをしたり とか、そういうふうな部分が必要になってくる のかなというふうに考えておるところです。

〇佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。

〇13番 髙橋孝夫委員 わかりました。

管理に当たる小学校と、防犯も含めてやっぱ り綿密に計画を立てて対応いただきたいという ことだけ申し上げておきたいと思います。

課長にはもう一つお伺いをしたいわけですが、 今回、この3つの小学校の体育館の改築、長井 小学校が改築と、2つの小学校体育館は耐震補 強工事ということになるわけですが、この入札 について、管理課長の考え方をお聞かせをいた だきたいと思います。

まず、それぞれに入札に付するということに なるわけですけれども、どのような入札の形態 になるのか。一つは工事全体を一括方式、一括 で入札に付していく考え方なのか、これまでも そうだったですけど、本体工事と、例えば電気 工事、設備工事などに分割をして行うというお 考えなのかどうか、まず考え方をお聞かせをい ただきたいと思ってます。

〇佐々木謙二委員長 鈴木一則管理課長。

〇鈴木一則管理課長 お答えいたします。

具体的なところは、まだ十分詰めてない部分 ですが、方針としては、致芳小学校と、それか ら西根小学校の耐震補強、大規模改修事業は、 金額的な部分でいうと1億円前後というふうな 部分になりますので、工事の内容を見ましても、 分割をする必要はないかなというふうに思って います。メインは、耐震補強の関係の経費がほ とんどということになります。

発生するとしても、機械設備のほうは西根小 学校で若干くみ取りを浄化槽に変えるという部 分がございますが、さほど、長井小学校の第3

校舎のように全体を設備がえする、それから電気も弱電関係を全部変えますというふうなことではないので、今、既存のある部分をよりよいものにしていくという程度ですので、経費の部分から、そういうふうなことでは一本でよろしいのではないかというふうに私は考えております。

ただ、長井小学校は、やはり6億円近くのお金がかかるものですが、まるっきり新しいもの、さらにはエレベーターというふうな部分でいうと、相当金額の張るものもございますので、設備はほとんどないのですが、今までの経過ですと、やはり主体工事といいますか、建築工事と、分けるとしたら電気工事というふうな部分が、区分けという部分では考えられると思います。ただ、これを一本にするという考え方も当然ございますが、ここの部分はまだ庁内で詰めておりませんが、可能性とすれば、そういうふうな考え方があるだろうというふうに思っておるところです。

〇佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。

○13番 髙橋孝夫委員 わかりました。

長井市では、今も課長からありましたけれども、長井小学校の第3校舎の耐震補強工事、それから致芳小学校の校舎の工事は立て続けにやってるわけですね。その際に、入札は残念ながらスムーズにいかなかったという経験があるわけです。これらの教訓というものをちゃんと生かしていただきたいというふうに思うわけですけれども、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

〇佐々木謙二委員長 鈴木一則管理課長。

〇鈴木一則管理課長 お答えします。

入札がスムーズにいかなかったということよりは、原因とすれば、例えば施工管理者の部分で、一般競争入札に付する部分の課題があったというふうに原因として思ってますが、電気工事などの、施工管理技師が不足して、一般競争

入札にした場合に、持っていらっしゃる方が市内に数名しかいらっしゃらなかったということがあったりしましたので、そういう部分でそういったことがありましたけども、特に不調ということではなかったと思ってますので、そこら辺は十分、今までの経験を踏まえながら、それで行っていきたいというふうに、検討してまいりたいと思います。

〇佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。

○13番 髙橋孝夫委員 言葉的に不調と言うかどうかわかりませんけれど、なかなか落札しなかったということはあったわけですね、致芳小学校のときね。そういうことも含めて、ぜひ教訓として私は学んでもらいたいというふうに申し上げてますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私は、多分市内の小学校の、6つある学校の うちの半分の小学校の体育館が同時に耐震補強 工事と、あるいは改築を行うというのは、多分 これからはないと思うんですね、こういう状態 というのは。で、将来を担う子供たちが文字ど おり安心して安全に学び、生活ができる大事な 教育施設というふうになるわけですが、きちん とした整備が必要だというふうに痛切に感じて います。

ただ、長井市はかつて、昭和56年に2つの中 学校を同時に建設したという経験はあるわけで す。ありますが、この中学校、どうだったのか というところも大事なところだと私は思います。

私は加藤教育委員長さんが雑談の中で言われていたことがなかなか忘れられないのですが、 北中の体育館の下を見てみたら、基礎工事のところが、とんでもないものが入っていたり、かなりずさんだったと、そういうことが見えたというふうにお聞きをしたことがあるんです。そういうことがないように対応していかなきゃならないなというふうに改めて感じているところです。 +

そこで、気になる点の幾つかについて、以下、 伺いたいと思います。財政課長にお伺いをしま す。

平成24年度中に展開をする予定の長井市内で の公共工事あるいは建設工事の概略について、 主なものを、件数と予算額などで教えていただ きたいというふうに思います。

施政方針では、先ほど市長からあったわけですけれども、普通建設事業費を2億9,857万円増の8億6,862万円計上したと、3億円ふやしているというようなことが触れられているわけですけれども、平成24年度はいろんな建設事業が予定をされているんだと思います。その関係についてお聞かせをいただきたいと思います。

- 〇佐々木謙二委員長 平 英一財政課長。
- 〇平 英一財政課長 お答えいたします。

予算内示会のときにお配りいたしております。 内示資料に建設事業の一覧をつけております。 その中で、70項目ほどございまして、額は8億 6,862万4,000円というふうな内容でございましたが、今回の補正で学校建設、耐震工事関係というのは建築事業になるわけですので、これらとかぶるといいますか、ダブるような中身では、生涯学習プラザのトイレ、これは24年度事業になりますが、これのトイレ建築で1,900万円ほどございます。それから器具庫といいましたか、これが800万円。それから学校の修繕、例えば中学校の床の張りかえとか雨漏り補修とかで1,100万円ほどございますけれども、そのほか皆、大体が土木工事、道路とか、そういった工事が主でございます。

それから、さらにこの内示資料の建設一覧の中には補助金等もございます。例えば地場産業振興センターの建設費償還補助金とか、それから慈光園の償還補助金とか、それらも建設事業に分類されますので、それらも含めます。

さらには100万円以上の備品、例えばスクールバスとか園児バスなんかも建設工事で、それ

をもろもろ含んで8億6,600万円というふうな数字が積み上がっている中身でございまして、学校改修を3校同時にして、建築業者がかぶってしまって手が回らなくなったということは、多分ないではなかろうかというふうに考えております。

- **○佐々木謙二委員長** 13番、髙橋孝夫委員。
- ○13番 髙橋孝夫委員 2月13日の資料、私も見ていますけれども、これに基づいて、私も見てみたんです。おっしゃるとおり学校の建設として直接かぶるかどうか、私はちょっと理解できなかったですけども、そういう見方を財政課長はされているということだろうと思いますが、私はちょっと、これでは判断できなかったということでした。

施政方針でも触れているわけですけれども、 東日本大震災の復旧・復興事業が展開をされているわけですが、報道などでは、例えば仙台市が復興特需であるとか復興バブルであるとかというふうに報道がされています。実際、復旧・復興の工事などに市内の業者、これは土木も建設もそうですけれども、私、かなり行っているのではないかというふうに感じるわけですが、これら、把握されている範囲で結構ですから教えていただきたいと思います。

- 〇佐々木謙二委員長財政課長ですか。平 英一財政課長。
- ○平 英一財政課長 ただいまの件でございますが、いろいろ商工振興課長に伺ったり建設課のほうからそういうような情報とか集めてみました。その中では、宮城県を中心に瓦れきの処理とか道路復旧、あるいは農地の整備など、復旧・復興に携わっている業者さんが数社あるというふうなことを伺いました。冬期間については除雪作業を含めた管内の事業、市内の事業と調整して、機械や作業員を調整しながら派遣しているような状態であるというふうなことのようでございます。

—190**—**

各会社におかれましては、地元に仕事があれば、それのほうを優先的に対応して、余力があれば復興作業に支援をするというのが基本的な考え方であるというふうなことだそうでございます。

ちなみに、派遣といいますか、応援、支援は 日帰りの対応が主でございまして、金額的には 必ずしも魅力のあるものではないというふうな ことのようでございます。

〇佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。

○13番 髙橋孝夫委員 私、感じているのは、 震災が起きて、津波の災害があって、どこの被 災地も仮設住宅をつくらなきゃいけないという ことで、大工さんたち、ほとんど行きましたね。 今は仮設住宅ないから、新たな住宅建築などと いうことで行っていらっしゃるんだと思います けれど、私のところの業者は、かなり長期的に 向こうへ行きっ放しという状態なんです。で、 私、心配だったもんでお聞きをしたところです。

私が感じているのは、気がかりな点がもう一つあります。これは復興工事入札の緩和の影響が出るのではないかという考え方です。2月10日付の朝日新聞では、東日本大震災の被災地では復旧工事が本格化した作秋から入札不調が増加をしていると。昨年12月の各県の発注件数に占める不調の割合は、福島が51%、宮城が45%、岩手が16%に達して、復興に支障が出ているというふうに言われています。

この入札不調の原因は、工事が多くて人手が 足りなくなり人件費が上がっていること。公共 工事の予定価格は前年度の賃金をもとに計算を しているわけですが、足元の賃金の上昇で、受 注しても赤字になってしまうと。このため業者 が入札への参加を見送るという構図になってい るということなんです。

これを打開をするために、国土交通省は入札制度の大幅な見直しを決めたと。一つは、年1回だった人件費の調査を3カ月ごとに、年4回

行って予定価格に反映させやすくする。人件費が急に上がった場合に対応するため、業者との契約後も工事金額を変えられるようにすると。現場監督などの技術者も工事が多過ぎて足りなくなっているため、道路や下水道といった半径5キロ以内の同じ種類の工事なら、複数の現場を1人でかけ持ちできるようにする。あるいは自治体が発注する工事は、基本的には地元業者を守るために、その地域に本店などがある業者しか入札は参加できないわけですが、この基準も緩和をして、入札が不調になった場合、地元業者と被災地外の業者が共同事業体を組んで入札に参加することを認めるというふうに報道されているんです。

これらの国交省の入札の見直し策は、確実に 建設労働者の被災地への流出につながるのでは ないかというふうに考えられます。結果として、 長井市が平成24年度に展開をしようとする公共 工事にも、これらの影響は出るのではないか。 業者が不足をするのではないかと、私ちょっと 心配なんですが、これはどのように見ておられ るのか、市長にお聞かせをいただきたいと思い ます。

〇佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 確かに髙橋委員がおっしゃいますように、さまざまな大震災の復興への影響があるんだというふうに思いますが、私は、やはり長井市としては、一番最初にやらなきゃいけないことは、一刻も早く子供たちの安全・安心を守ることだと。ですから、今回3つ同時にやることは決して間違っていないと。むしろ国が第3次補正でその耐震化をきちんとやれということで予算を割いていただいたわけです。それに対して、市としても当初でやるよりは、髙橋委員ご存じのように、非常に有利なわけですね、補正でこの事業を行うことによって、本来はない、補助残分の交付税措置があるんだと。しかも起債の部分を100%まで見られますし、そし

-191-

て補助残の部分は後ほど7割前後の交付税措置があると。これはまたとないチャンスなわけですよ。そこで、やはり髙橋委員がご指摘のとおり、さまざまな、やっぱり慎重に対策、しっかりとそれを遂行できるようにやらなきゃいけないと。

ただし、私が把握している状況では、もちろん担当課のほうからさまざま調べさせましたけども、やはり出稼ぎ的な部分が多いと。というのは、向こうに営業所等を置いてないと入札には参加できません。したがいまして、1次下請、2次下請になるわけですね。そういった場合に、向こうに、現地の状況をいろいろ聞いてみますと、もう既に全国各地から下請専門の業者が仙台周辺に張りついていると。そこで、こちらの業者も今仕事ありませんから、少しでも仕事を受注したいと、下請をしたいと言っても、もう数字的に全く合わない状況なんだということが一つあると思います。

ただし、国交省のほうでも、特に労務単価も 含めて建設物価がどんどん上昇することは想定 されますので、そこらについては、やはり国の 補助基準等々の問題もありますが、私どもとし ても県と綿密な連携をとりながら、これは万全 を期していかなきゃいけないというふうに思っ ているところですので、ぜひここは、髙橋委員 からもご指摘の部分はしっかりと私どもも配慮 しながら、当然進めるべく今まで準備してまい りましたので、何とぞ、そういった意味では、 また違った視点からご指導いただければという ふうに思います。

〇佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。

○13番 髙橋孝夫委員 市長が県と連携をして というのは、これやっぱり大事なことだと私も 思います。

吉村知事が国土交通省に対して、公共工事設計労務単価が被災地だけ高くなるというのは、 これは労働者の流出を招くと。するのだったら 東北6県全体にしてくれというふうに要望されています。県は、この被災地の労務単価だけ高くなれば、隣接する県内の労働者が被災地に流れてしまって、県内の公共工事に支障が生ずるほか、県内の建設業者の経営を圧迫し、広域で行う被災地支援にも影響するおそれがあるというふうにしているわけです。

これは、私はこの指摘はやっぱり正しいと思っていますし、ここと連動した対応をぜひ、先ほど市長はもうそういうことをやるんだというお話でしたから、多分やっていただけるんだと思いますけれど、県と連動した対応をぜひお願いをしておきたいというふうに思っています。

私は今、市長が言われましたとおり、危険だから、危ないから早く工事しなさいよというふうに言ってることは私わかるんです。ただ、私がもう一つ心配なのは、こういう地方の小都市にあって、同一年度に3つの小学校の体育館の補強工事と全面改築工事を同時に展開をするという力量の問題、それから業者の対応の問題、労働者が集まるかなどのことを考えると、果たして単年度で無理してぎいぎいやっていいものかどうかというところが、ちょっと私は疑問なんです。

これは、財政課長に私の素人的な考えを申し上げて見解を伺いたいんですけれども、先週の新聞でこういう記事が載っていたんですが、東日本大震災の復旧のために国が組んだ平成23年度の第1次及び第2次補正、この公共事業費というのは1.4兆円だそうですけれども、これが昨年末時点、だから12月末時点で全体の15%の2,100億円しか使われていないという実態があるわけです。これは、新聞報道によれば自治体の手が足りないのだと。申請したり、お金は来るんですけども、その具体化をするための仕事がなかなかできないと、だから遅れているということなわけです。

今回は、長井市のこの工事というのは第3次

補正でこの金額が確定というか、内示をされて、これを受けて今回補正をするわけですけれども、この第1次あるいは第2次補正の復旧作業がこのように遅れて、多分平成24年度中だって私はできないんだと思うんです。という状況だとするならば、無理してぎっぎと24年度中に3つを終わすと、これは理想ですけれども、いいことだとは思うんですけれども、いうことに拘泥をしない方法だってあるんじゃないでしょうかというふうに申し上げたいんです。

それは、さっき北中の基礎工事の話をしましたけれど、結局24年度中に終わさんなねということで、無理くり業者をあだてて、そしてやるということの、その先のほうを考えれば、堅実に、例えば2年間だったら2年間でやるということだって、自治体の選択肢として認められないかという素人考えなわけです。

これは多分、そうなった場合、国庫負担金と 国庫補助金は返しなさいとか、先ほど市長が言 われた起債充当率であるとか、あるいは地方交 付税の措置であるとかというところはだめにな るかもしれない。だけど、現実的に被災地の状 態がそういうふうになってるとするならば、隣 接をする、あるいは今、日本全体で私は考えて いい課題ではないかというふうに思うんですけ れども、それって余地はないのでしょうか。ど うですか、課長。

- 〇佐々木謙二委員長 平 英一財政課長。
- ○平 英一財政課長 委員がおっしゃるとおり、一番でかい長井小学校については、まだ設計も

一番でかい長井小字校については、また設計も 上がってない状態ですので、申請しないという 手はございますが、先ほど市長からもあったよ うに、有利な交付税算入とか、そういったこと が全然なくなるということが1点ございます。

さらに、恐らく長井小学校については未契約 の繰り越しになろうかとは思うんですけれども、 その部分につきましては、何らかの国、県との 交渉次第によっては繰り越しできるかもしれま せん。そういったことももろもろございまして、また、業者さんの確保につきましては、地元で建設業者の方が仕事ができるのが一番なわけですので、喜んで集まってくれるとは思うんです。だからそういったもろもろの条件から、また建設に際しては設計士がちゃんと監理するわけですので、そういった手抜き、さらには検査員もいますから、そういった手抜きについては余り心配は必要ないのではないかというふうに思います。

- 〇佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。
- ○13番 髙橋孝夫委員 財政課長、私もさらに 年度を越えて、例えば平成25年度までかかって どうだといったときに、いや、示した条件は、 もうだめよって言われりゃ、これ、ない話なん です。それを、いや、引き続きやっていいよと いうふうに、可能性がある話であれば、私はや ってもいいのではないかというふうに考えたも んですから見解をお伺いをしたわけですけれど も、そうでなくて、きちっとできるということ だとするならば、それ以上は私は申し上げませ んが、きちっとした、ぜひ対応をお願いをした いというふうに思います。

私は、ことしの1月に県の県土整備部の課長さんのお話を聞く機会がございました。昨年、山形県がまとめた公共調達に係る入札制度に関する報告書の概要などの説明と、県が進めている入札契約制度改善の取り組みなどについてお話をお聞きをしたわけです。

いずれ機会があれば、ちょっと質問させていただきたいというふうに思っていますけれども、当面、先ほど申し上げた官製の、官製というのはお上のほうですが、低価格入札につながる単価見直し、それから工事成績評定制度というものの充実は、私は不可欠だと思っているんですけれども、これについて今回、少し研究をされていくというお考え、市長にお聞かせをいただきたいんですが、ないのかどうか、お聞かせい

-193-

 \perp

+

ただきたいと思います。

- 〇佐々木謙二委員長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** お答えいたします。

髙橋委員がおっしゃることはごもっともな部分もございますので、それらについてはやはり、特に東北の復興についてはある程度時間がかかるだろうということもありますので、やはり私どもが一番基本とするところは、県と同一歩調を合わせながらやっていくことが重要だと思っておりますので、それらについては見直しもぜひ必要なのではないかなと、検討したいと思います。

ただ、やはり今の建設業、地元の建設業も30年前ぐらいから比べますと大変、私は技術は確かなものになっていると。しかも長井小学校の改築については、これはすべて新しくするわけでございますけれども、ほかの工事については、致芳小、西根小については耐震化工事ですよね、筋交いを入れる工事。それと、これも完成された技術がありますので、独自にやるものじゃないんですね、もう完成されたものですから。それと大規模改修については、やはり内装的な部分がメインでございますので、私は同時に行っても全く遜色ないし、3つの仕事でかなり競い合いがあるんじゃないかと思って、むしろ心配しています。

例えば一昨年行った南陽市さんのように、50 億円の工事を一気にやるということから比べれ ば、よほど着実な方法をとってるなと私は思っ てるところでございまして、なお、髙橋委員の ご指摘もごもっともでございますので、それら も十分に配慮して、いい工事を、子供たちの安 心・安全を守るように注意しなきゃいけないと いうふうに思っております。

- 〇佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。
- ○13番 髙橋孝夫委員 市長が言われる、本当 にいい工事をしていただきたいと思います。

この項で最後に市長にお伺いをしますが、私、

前にも申し上げましたけれど、長井市は教育委 員会が絡む、学校、あるいは教育施設などの建 設工事はこの間、かなりやってきたわけですけ れども、その際に残念な結果もあるんですよ。 建設工事にかかわった職員が健康を害して退職 をせざるを得なかったり、突如やめていったり、 みずから命を絶つという、そういうことが残念 ながら繰り返されてきました。これは、私は今 回、ちょっと心配な点、3つ一度というところ になれば、やっぱりこれまでの教訓をしっかり 生かしていただいて、ぜひ担当の職員任せにし ないことをまずお願いをしたいし、組織として、 ぜひ事業展開をしていただきたい。可能な限り 人員体制をきちっととってもらいたいというふ うに私は感じているわけですけれども、この点 について市長のお考えをお聞かせいただきたい と思います。

- 〇佐々木謙二委員長 内谷重治市長。
- 〇内谷重治市長 髙橋委員ご指摘のとおり、過去 の、例えば加藤教育委員長さんのお話なんかも、 当時、短期間ですべての学校整備を行った時期 がございました。そのときは、ある程度技術が わかる職員も配置してたわけですが、その後の 長井市の教育委員会が行う建設工事については さまざまな問題があったということは委員がお っしゃるとおりなもんですから、この学校の耐 震化をはじめ、さまざまな施設整備をするため に施設整備室というのを設けてるのはご案内の とおりであります。そこに現在、管理課長も、 建築の一級を持った職員3名中2名をそこに配 置してるわけですよ。もう一人、整備主幹、こ れも一級の建築士。そしてもう一人いる職員は、 これは技術職ではないんですが、もともと大学 のほうでもそういった技術関係の、工事関係を 学んできた職員でありますし、来年度以降はそ れらについて、これより落ちるということでな くて、さらにしっかりと対応できるような人員 体制なり外部からの応援をいただくというつも

-194-

+

りでおりますので、十分に配慮してまいりたいと思います。

- 〇佐々木謙二委員長 13番、髙橋孝夫委員。
- **〇13番 髙橋孝夫委員** ここはぜひ意を用いていただきたいと思います。

次に、質問の第2の地場産業振興センター運 営資金償還補助金についてお伺いをいたします。

一般会計の補正予算に地場産業振興センター 運営資金償還補助金として、今回2,640万円が 計上されています。これは、商工振興課の資料 によりますと、平成17年度中に市中金融機関か ら10年返済の契約借り入れを行っていた6,600 万円について、後年度の財政負担の軽減を目的 として一括返済するとされています。

平成17年度に設定をした債務負担行為、具体的には財団法人置賜地域地場産業振興センター運営資金元利償還補助金、具体的には融資総額6,600万円に対する元利償還額として、平成18年度から27年度までの10年間として設定をしたものというふうになるわけで、今回の2,640万円というのは、平成24年度から27年度までの4年分と考えられると思います。

私の記憶では、平成15年度と16年度に係る地 場産業振興センターの赤字分6,600万円を、地 場産業振興センターが借り入れしたものを穴埋 めをするために長井市が10年間かけて元利の返 済をしていくというもので、当時、財政的には 本当に厳しい状況があって、10年間の債務負担 行為として設定をしたものと記憶をしています。

財政が厳しくて大変だから長期間の返済にして財政への負担を軽くした行為と私は感じておりますが、今回は後年度の財政負担を軽減するために一括返済するために補助するということになっているわけです。どうも納得できないものを感じます。

そこで、商工振興課長に3点についてお聞か せをいただきたいと思います。

一つは、そもそもこの債務負担行為を設定し

てきた一連の経過について整理をいただきたいこと。2つは、平成27年度まで1年間に660万円負担をしていく予定だったものを、なぜ一括返済することになったのか、もう少し詳しくお聞かせをいただきたい。3つ目は、財団法人である地場産業振興センターの今後の展開手法に関連が出てくるという判断に基づくものなのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

- 〇佐々木謙二委員長 齋藤理喜夫商工振興課長。
- ○齋藤理喜夫商工振興課長 お答えいたします。

まず1点目の債務負担行為設定の経緯でございますが、先ほど委員おっしゃられましたように、当時、平成16年までというのは、地場産センターの決算の結果を受けて補助をするというふうな形態になっておりました。その結果、決算が出るのが2年前の部分の数字をもとに補助を決定するというふうな状況がございました。

ただ、こういったふうな、2年前の事業に対して補助をするというふうなものは、どうも不適切ではないかと、適当ではないのではないかというふうなご指摘がございまして、平成17年度に、当該年度に対する補助というふうな方式に改めたものでございます。

ただ、その場合に、15年と16年度の運営部分につきましては、結果的には穴があいている状態になったというふうな状況がございます。それに対しまして市のほうから貸付金を行って、一たん15年度、16年度の分につきましてはお支払いをしてしまうと。で、17年度に改めて1年据え置きの10年間の借り入れ契約を行ったというふうな経過になってございます。それにあわせまして、市のほうも債務負担行為を設定したというふうな経過になってございます。

それから、今年度、なぜ今かというふうなご 質問でございますが、地場産センターが借り入 れを行う、あるいはその前段で市として、その 17年度の段階で15年、16年の支出すべき補助金 について、補助金の支出ができればよかったわ

けなんですが、それができなかったというふうな財政的な状況があったわけでございまして、地場産センターがそれに対応して借り入れを行ったものにつきまして、市から18年から27年まで10年間、補助金を出していくというふうなこと自体も必ずしも適切ではないだろうというふうな考え方はあったわけでございます。

ただ、23年度、今年度の一般会計の状況を財政当局のほうで判断をされて、今回、一括返済に充てる資金を援助しようというふうなことになったというふうなことでございます。なお、その際、利息分まで含めて払っておるわけで、後年度の、今後、24年から27年までの負担を軽減をするというふうなことも考えて、財政当局に配慮いただいたものだというふうに考えてございます。

3点目の今後の展開につきましてでございますが、とりわけ大きな課題につきましては、公益法人制度改革に対する対応だろうというふうに考えてございます。現在、事務局のほうでこれに対する準備を進めてございますが、法的には25年の11月末までの移行が必要になってくるというふうなことでございまして、これに間に合うように準備を進めていると、県との打ち合わせ等を行いながら準備を進めているというふうな状況でございます。以上です。

- **〇佐々木謙二委員長** 13番、髙橋孝夫委員。
- ○13番 髙橋孝夫委員 一番最初の点については、今、予算委員長をしている佐々木委員が指摘をされて、そしてこういうふうにやりましょうと、整理をつけましょうというふうになったものだというふうなことです。これは私も理解をしています。

ただ、なかなか理解できないのは、財政が大変だから長期間にして少しずつなしていきましょうと、なしていきましょうというか、こういうことになるわけですけれども、していたものを、何で一括返済すんなね事由が出てきたんだ

べと、それがいわば3つ目の地場産業振興センターがこれから目指すところの、いわば公益法人になるのかどうか、それは判断わかりませんけれど、というところの判断なのか、あるいはお金を出しているほうの長井市の都合によるものなのかというところがちょっといまいち判然としないわけです。そこだけお聞かせをいただきたい。

- 〇佐々木謙二委員長 齋藤理喜夫商工振興課長。
- ○齋藤理喜夫商工振興課長 お答えいたします。

今回の補正につきましては、公益法人制度改革等との関連はございません。あくまでもこちらのほうの財政状況等を見ながらの判断でございます。

- **〇佐々木謙二委員長** 13番、髙橋孝夫委員。
- ○13番 髙橋孝夫委員 わかりました。

最後にお聞きをしますけれども、この地場産 業振興センターというのは、公益法人を目指す んですか、それとも違う方向なのですか。そこ だけ、準備している中身についてお聞かせをい ただいて、終わりたいと思います。

- 〇佐々木謙二委員長 齋藤理喜夫商工振興課長。
- ○齋藤理喜夫商工振興課長 お答え申し上げます。
 公益法人につきましては、本当の認定の公益

公益法人につきましては、本当の認定の公益 法人、あるいは一般の財団法人のほうに分かれ るというふうな制度的な選択肢があります。た だ、公益の財団法人としての認定につきまして は、公益の事業比率の制約がございます。それ から考えますと、地場産センターとして各種の 収益事業を行っているというふうな状況もござ いまして、一般財団法人としての設立、移行を 考えているということでございます。

- **○佐々木謙二委員長** 13番、髙橋孝夫委員。
- **○13番 髙橋孝夫委員** ありがとうございました。終わります。
- **〇佐々木謙二委員長** 以上で通告による総括質疑 は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分

-196-